

三木市空家等対策計画の進捗状況について

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき、令和2年3月に策定した三木市空家等対策計画（以下「計画」という。）の具体的施策の進捗状況を把握するため、関係課等に調査を実施し別添資料のとおり集計を行った。

なお、一部の具体的施策については、達成が困難又は施策実施の必要性が低い等と思われることから、その要因及び問題点等を分析し、次年度中に内容の見直しを行う予定である。

1 具体的施策の進捗状況

三木市空家等対策計画に掲げる市の具体的な施策について、「1. 空家の発生抑制」「2. 空家の適切な管理」「3. 空家の利活用」「4. 管理不全な空家への対応」の4項目に分類し、各施策の進捗状況の調査を行った。

具体的施策の進捗状況（令和6年3月調査）

	具体的 施策の数	実施状況 A:実施済	達成率
1. 空家の発生抑制	10	8	80%
2. 空家の適切な管理	6	6	100%
3. 空家の利活用	13	6	46%
4. 管理不全な空家への対応	3	3	100%
全体	32	23	72%

2 内容の見直しが必要な具体的施策について（別表：■）

関係団体及び関係課との協議の結果、施策の達成が困難又は実施の必要性が低いと思われる次の具体的施策について、内容の見直しを行う予定である。

内容の見直しを行う施策

3. 空家の利活用	掲載ページ
3 建物現況調査（インスペクション）等の情報提供	P4
6 「マイホーム借上げ制度」に関する情報提供	P4
10 利活用可能な空家ストックの情報管理	P5